

長野県言語聴覚士会細則

1. 年会費

- (1) 正会員 5,000 円とする。ただし、令和 3 年度に限っては、前年度繰越金や活動計画・予算をもとに、1,000 円とする。
- (2) 正会員で 4 月から 9 月の間に入会したものは全額納入し、10 月以降入会したものは半額納入する。
- (3) 賛助会員は個人 3,000 円、団体一口 10,000 円を一口以上とし、毎年更新することとする。
- (4) 災害等により、会費を納入することが困難である場合、会員は年会費免除申請書を提出することができる。会員から申し出があった場合、理事会にて協議の上、その可否を決定し通知するものとする。

2. 旅費

- (1) 会務の遂行に必要な出張には旅費を支給する。
(理事会、部会、委員会、研究会、会主催事業、会を代表して出席もしくは報告する会議・式典・学会等)。
- (2) 支給額は実費のみとする。ただし、自家用車の場合、1km15 円に算定する。尚、高速道路使用の場合は高速料金も (ETC 利用含め) 実費分を支給する。
 - (1) 旅費の支給対象および支給額についての判断は理事会が行う。
 - (2) 旅費の清算は会計年度末に一括して行う。

3. 通信費・印刷費等

- (1) 会員は、会務の遂行に要した通信費・印刷等を請求することができる。
- (2) 支給対象および支給額についての判断は理事会が行う。

4. 慶弔費

- (1) 士会運営に直接関連する慶事、弔事に関する支出は、次の通りとする。
 - ① 祝電 関連団体および関係者の慶事
 - ② 弔電 会員の死亡
関係者の死亡
 - ③ 香典 会員、賛助会員の死亡について 5000 円とする。
 - ④ 前項に該当しないものについては会長の裁量とする。

5. 休会

- (1) 会則に定めるとおり、休会しようとする者は、所定の申請書を提出し、理事会の承認を得なければならない。
- (2) 休会は、年度単位とする。休会開始日の如何に関わらず、その終期は当該年度の 3 月 31 日とする。
- (3) 期間終了後は自動的に復会となる。休会継続を希望する場合は、年度末までに再度申請しなければならない。
- (4) ただし、1 月 1 日～3 月 31 日までに行われた休会申請は、その終期を翌年 3 月 31 日とする。
- (5) 休会者が会報・ニュースレターを希望する場合は、年間 1,000 円を納入する。

6. 本稿の改廃は総会の承認を得なければならない。

7. 本則は平成 12 年 5 月 27 日より施行する。

平成 16 年 4 月 24 日一部改正

平成 21 年 4 月 26 日一部改正 (2. 旅費(1) (2)について、4. 慶弔費(1) 祝電について)

平成 22 年 4 月 18 日一部改正 (5. 休会者への郵送費を追加)

平成 26 年 4 月 20 日一部改正

平成 27 年 4 月 26 日一部改正 (2. 旅費(1)について)

平成 29 年 5 月 28 日一部改正 (1. 年会費について)

令和 2 年 5 月 24 日一部改正 (1. 年会費について)

令和 3 年 5 月 23 日一部改正 (1. 年会費(1)について、令和 3 年度に限る)